

# 利島村の奨学金制度について

令和5年度版

高校や大学等に通うご子息にかかる経済的負担の軽減のため、利島村では、村独自の奨学金制度（返済が必要です）を用意しています。利島村にご子息が就職などでUターンして居住した場合、返済が免除になる制度もあります。

## 奨学金の額

大学など 月間5万円（返済が必要です）

高校など 月間4万円（返済が必要です）

⇒平成29年から5,000円アップしました



## 利息

無利子

## 申込みの要件

- ・ご子息が利島村外の高校や大学などに在学中（進学見込）であること
- ・保護者が利島村に3年以上継続してお住まいであること
- ・原則として、島内に居住する保証人を立てられること。

⇒令和3年から条件の厳しい連帯保証人から保証人に緩和しました。



## 返済方法

- ・貸付終了後、6か月後から返済が開始します。
- ・最大20年間で返済いただきます。

⇒令和3年より最大10年から最大20年に延長しました。



## 居住による免除

**貸付終了後、貸付を受けた期間と同じ期間利島に居住した場合、返済が全額免除になります。**

（例）大学在学中、月間5万円、4年間貸し付けを受けた場合、Uターン後、4年間利島村内で就労した場合、240万円が返済免除になります。

※2年間利島村内で就労した場合は、4年間のうちの2年分120万円が返済免除になります。

※すでに償還いただいた奨学金は、返還できません。償還開始後に、Uターンされた場合は、その時点で一度償還を停止し、居住予定期間等と併せて再度償還計画を再提出いただきます。

$$\text{免除金額} = \text{借りた金額} \times \frac{\text{利島にUターン後居住した月数}}{\text{貸付を受けた月数}}$$

奨学金の申し込み、ご不明な点がございましたら・・・

利島村教育委員会事務局 ☎04992-9-0331